

議案第 59 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 5 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 10 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

9 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職

が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 10 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松阪市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 10 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 9 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した松阪市職員退職手当支給条例第 2 条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって松阪市職員退職手当支給条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 4 月 1 日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 10 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、松阪市職員退職手当支給条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。